

【議題2】

第1回総会（平成27年4月24日）

近畿地方年金記録訂正審議会

近畿地方年金記録訂正審議会 運営規則（案）について

○**地方年金記録訂正審議会規則**（平成27年厚生労働省令第83号）－抄－

（雑則）

第10条 この省令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

近畿地方年金記録訂正審議会運営規則（案）の概要

【会議の招集等】

- 審議会については会長が、部会については部会長が、それぞれ招集し、審議を運営する。（第2条、第3条、第15条関係）
- 会長（部会長）は、審議会（部会）を招集するときは、緊急の場合を除き、あらかじめ、書面をもって委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）に通知する。（第2条、第15条関係）
- 委員等は審議会（部会）に出席できない時は、あらかじめ、会長（部会長）に届け出る。（第2条、第15条関係）

【部会】

- 審議会に7以内の部会を置くことができる。（第4条関係）

【諮問の付議】

- 会長は、近畿厚生局長から諮問を受けたときは、各部会長の意見を聴いて、取り扱う部会を定め、付議することができる。（第5条関係）
- 部会長は、付議をされた請求事案について、当該部会で取り扱うことが不相当と認めるときは、直ちに会長にその旨を報告しなければならない。（第5条関係）
- 会長は、部会長からの報告があった場合で、部会を変更する必要があると認めるときは、関係する部会長の意見を聴いて、取り扱う部会を変更することができる。（第5条関係）

【議決】

- 部会に付議された請求事案については、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。（第6条関係）

【委員の除斥】

- 自己の利害に係る議事とは次のいずれかに該当する場合をいう。（第8条）
 - ・委員等又はその配偶者若しくは配偶者であった者が請求者であるとき
 - ・委員等が請求者の4親等内の血族、3親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあったとき
 - ・委員等が請求者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき
 - ・委員等又はその配偶者若しくは配偶者であった者が請求事案に係る事業所の代表者、役員若しくは職員であるとき、又はあったとき
 - ・その他、委員等が請求事案について特別な利害関係があるとき

【会議の公開】

- 会議は非公開とする。ただし、会長（部会長）が必要と認めるときは公開することができる。（第9条、第15条関係）

【口頭意見陳述及び説明聴取】

- 審議会（部会）は、請求者から申立てがあったときは、その必要がないと認める場合を除き、請求者に口頭で意見を述べる機会を与える。（第10条、第15条関係）
- 審議会（部会）は、必要があると認めるときは、事業主その他関係者に、口頭での説明を求めることができる。（第11条、第15条関係）

【議事要旨等】

- 審議会（部会）の議事は、議事要旨を作成し、公開する。（第12条、第15条関係）
- 審議会（部会）の議事の経過は、議事録を作成する。（第12条、第15条関係）
- 審議会の議事録には、会長及び会長の指名する委員2名が署名する。（第12条、第15条関係）
- 審議会の答申は書面をもって行い、公開する。（第13条関係）
- 近畿厚生局長から諮問の取下げがあった場合は、答申を要しない。（第14条関係）

【その他】

- この規則に定めるもののほか、審議会の事務手続に関し必要な事項は、会長が定める。（第16条関係）